

5

調査日はいつですか？

各調査の調査日は、それぞれ次のように定められています。

- 動向編の「価格調査」は、毎月中旬を調査日とする「月別価格調査」と、毎月上旬、中旬及び下旬の3旬を調査する「旬別価格調査」に分けられます。
 - ・「月別価格調査」は、原則として、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日としています。
ただし、都道府県調査品目及び総務省調査品目の調査については、毎月12日を含む週の金曜日（テーマパーク入場料については日曜日）を調査日としています。
 - ・「旬別価格調査」は、上旬調査は5日、中旬調査は12日、下旬調査は22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日としています。
- 「家賃調査」は、12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日としています。
- 構造編の「価格調査」は、奇数月の12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日を調査日としています。

日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	月 月別調査 (構造編含む)
5	6	7	8 旬	9 旬	10 旬	11	旬 旬別調査
12 テ	13	14	15 月旬 家	16 月旬 家	17 月旬 家	18	家 家賃調査
19	20	21	22 旬	23 旬	24 旬	25	都総 都道府県調査 総務省調査
26	27	28	29	30	31		テ テーマパーク入場料